

実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
村上市	上海府地区	令和7年2月12日	令和6年3月4日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	59.10ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	32.17ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	9.29ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.99ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	3.88ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

イノシシによる水田被害が地区全域に広がっており、耕作するためには、地域ぐるみで電気柵の設置及びワナによる捕獲を推進していく必要がある。 また、地区の高齢化や人手不足により、草刈や水路の維持管理が負担となっている。今後も営農継続に向け、所有者等と担い手が連携し対策について検討を継続していく必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

間島集落については、中心経営体で2経営体への農地の集積・集約が進んでおり、今後もこの2経営体が水田利用を担っていく。
他の集落については、中心となる経営体が少なく、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。